

## 第35回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和元年10月10日  
場所 シビックコア 第2会議室

### 委員の出欠状況

1番	堀田 清代次	出	2番	二宮 義隆	出	3番	伊藤 隼人	出
4番	長崎 行雄	出	5番	藤田 克己	出	6番	小林 孝則	欠
7番	佐藤 昌生	出	8番	三輪 正秀	出	9番	藤田 義昭	出
10番	二之湯 和彦	欠	11番	川井 角司	欠	12番	伊藤 和雄	出
13番	日紫喜 幸久	出	14番	近藤 隆雄	出	15番	森 喜九郎	出

開会時刻 午前 9時00分  
閉会時刻 午前 9時50分

<p>1 開会の辞 事務局長（杉本 剛）</p>	<p>ただいまから、第35回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長（伊藤和雄）</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、第35回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長（伊藤和雄）</p>	<p>それでは、開催させていただきたいと思っております。いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、第35回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 （日程第1） 議長</p> <p>（日程第2、第3）議長</p>	<p>日程第1 本日の議事録署名委員につきましては、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、私が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に2番議席 二宮委員、4番議席 長崎委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第2 報告第57号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、日程第3 報告第58号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>日程第2、報告第57号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和元年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は、許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。</p> <p>今回の案件は、8件、10筆、総面積18,142㎡であることを報告します。</p> <p>続きまして、日程第3、報告第58号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和元年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の法人は、問題もなく要件を満たしていると判断したので、報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。報告事項でございます。第57号、第58号について、何か質問がありましたらお願いします。</p>
<p>(日程第4、第5)議長</p>	<p>無いようですので、日程第4、日程第5へ進みます。</p> <p>日程第4 報告第59号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、日程第5 報告第60号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第4、報告第59号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和元年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区</p>

域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行なえば転用許可は要しないこととなっています。

届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規定」により会長が専決する事となっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。今回の届出は、楚原の■■■■が、楚原の■■■■が所有する楚原■■■■の1筆、501㎡の畑を資材置場へ転用する届出です。届出書には、問題が生じた場合は自己の責任で解決するとされており、受理した届出書については議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。

続きまして、日程第5 報告第60号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」次のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの届出があったので報告する。令和元年10月10日提出  
いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項に基づく、相続税納税猶予を受けるための適格者証明願いが議案書のとおり提出されました。

この特例は、相続人が、農業を営んでいた被相続人または特定貸付けを行っていた被相続人から農地等を相続し、農業を継続する場合、または相続した農地等で特定貸付けを行う場合、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予し、次の相続、農業後継者に対する生前一括贈与があるまでの間、又は市街化区域内で相続税の申告期限から、原則として20年を経過するまでの間、その農地で農業を継続した場合には、猶予税額の納税を免除するという制度です。しかし、農地を宅地などに転用したり、農地を譲渡したりすると猶予の打ち切りとなります。

この適格化証明については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適格者であれば証明することとなっております。今回の証明願いは、被相続人が死亡の日まで引き続き農業を行なっており、相続人が、既に農業経営を行っている等、慎重に審査した結果、適応しているものと認められましたので、9月18日付けで適格者証明書を発行しましたので報告します。

議長

報告第59号については、員弁町の市街化区域の転用に関するもの、報告第60号については、相続税納税猶予を受けるためのものです。  
報告事項について何か質問ありますか。



<p>(日程第7)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>了承ください。</p> <p>まず、[ ]の案件1番～71番について採決します。本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>[ ]の同居の親族、[ ]の案件78番、80番、143番～145番、149番について採決します。本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>[ ]の案件95番、128番、138番、139番、160番～163番、177番、178番、183番、189番について採決します。本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>[ ]の案件209番について採決します。本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>[ ]の案件190番、198番について採決します。本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>それでは、これまで議決いただいた以外の案件について一括して採決します。全委員にお諮りをします。本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。よって本議案は、全て原案どおり決定されました。</p> <p>続いて、日程第7 議案第198号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第198号 「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が</p>
------------------------------------	--

	<p>提出されたので、議決を求める。令和元年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>所有権移転につきましても、市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。今回は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地売買等事業に関する所有権移転1件1筆、6,695㎡となっております。</p> <p>農地売買等事業とは、担い手農業者等の規模拡大を図ることにより、経営安定化を目指すための事業です。売り手にも、買い手にもメリットがある事業です。</p> <p>議長 事務局の説明が終わりました。</p> <p>この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第198号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」を採決いたします。</p> <p>本利用集積計画を決定することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手であります。</p> <p>よって本計画は原案どおり決定することといたします。</p> <p>(日程第8) 議長 続きます、日程第8 議案第199号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第8 議題199号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求める。令和元年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、9件、15筆、総面積6,997.29㎡です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;33番案件&gt;の申請地は、北勢町東貝野地内の田です。</p> <p>譲受人である北勢町東貝野の[ ]が、日進市の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、142㎡を売買により譲り受ける申請です。</p>
--	---

＜34番案件＞の申請地は、大安町丹生川上地内の畑です。この申請地は8月の委員会でご審議いただき許可しましたが、取り消し願いが出されました。今回、譲受人を変更し申請されました。

譲受人である大安町丹生川上の■■■■が、大安町丹生川上の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、416㎡を売買により譲り受ける申請です。

＜35番案件＞の申請地は、藤原町大貝戸地内の田、畑です。

譲受人である藤原町大貝戸の■■■■が、藤原町大貝戸の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、2,679㎡を贈与により譲り受ける申請です。

＜36番案件＞の申請地は、大安町梅戸地内の田です。

譲受人である大安町梅戸の■■■■が、大安町梅戸の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、373㎡を売買により譲り受ける申請です。36番案件から40番案件までは、場所が隣接した土地ですので、まとめて説明させていただきます。

＜37番案件＞の申請地は、大安町梅戸地内の田です。

譲受人である大安町梅戸の■■■■が、大安町梅戸の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、175㎡を売買により譲り受ける申請です。

＜38番案件＞の申請地は、大安町梅戸地内の田です。

譲受人である大安町梅戸の■■■■が、大安町梅戸の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、250㎡を売買により譲り受ける申請です。

＜39番案件＞の申請地は、大安町梅戸地内の田です。

譲受人である大安町梅戸の■■■■が、大安町梅戸の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、263㎡を売買により譲り受ける申請です。

＜40番案件＞の申請地は、大安町梅戸地内の田です。

譲受人である大安町梅戸の■■■■が、大安町梅戸の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、744㎡を売買により譲り受ける申請です。

＜41番案件＞の申請地は、大安町梅戸地内の田です。

譲受人である東員町の■■■■が、東京都目黒区の■■■■が所有する議案書に記載の5筆、1,955.29㎡を贈与により譲り受ける申請です。

以上9件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

	<p>申請案件について何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第199号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」について採決いたします。</p> <p>原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請は、許可することといたします。</p> <p>(日程第9) 議長 続きまして、日程第9 議案第200号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第9 議案第200号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和元年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、2件、3筆で1,432㎡です。</p> <p>&lt;10番案件&gt;場所は、北勢町麻生田地内の畑です。既に駐車場として利用されていますので、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、500m以内に北勢病院と水野眼科がありますので3種農地です。</p> <p>申請人である北勢町阿下喜の[ ]が所有する議案書に記載の2筆、1,196㎡を共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水・生活排水は下水道を利用し、雨水排水は東側と南側の既設水路に放流です。</p> <p>&lt;11番案件&gt;場所は、大安町梅戸地内の田です。農地区分は2種農地です。</p> <p>申請人である大安町梅戸の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、236㎡を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、前面道路高まで土地造成を行う。取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>以上2件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
--	---

議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、10月3日に副会長が現地調査委員長となり、私と三輪委員が現地調査を行っております。現地調査委員長から、その調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員長 (藤田義昭)	<p>議案第200号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第200号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございました。全員挙手であります。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第10、日程第11) 議長	<p>続いて、日程第10 議案第201号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第11 議案第202号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第10、議案第201号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があったので意見を求める。令和元年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、8件、9筆、総面積5,888㎡です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;32番案件&gt;は、大安町南金井地内の畑で、農地区分は第2種農地です。譲受人である四日市市の[ ]が、四日市市の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、568㎡を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、周囲は西側にブロックを2段積み、北側にフェンスを設置し、土砂及び雨水</p>

の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水及び生活排水は公共下水道を利用し、雨水については南側既設道路側溝へ放流です。一般住宅の転用面積は、500㎡以内となっておりますが、北東側が法面となっておりますので、有効面積が435㎡であるという理由書が添付されております。

＜33番案件＞は、大安町大井田地内の畑で、農地区分は第2種農地です。譲受人である名古屋市の[ ]が、大安町大井田の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、991㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

＜34番案件＞は、大安町平塚地内の畑で、農地区分は300m以内に三里駅がありますので、第3種農地です。譲受人である大安町石樽東の[ ]が、神戸市の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、244㎡を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水生活排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の道路側溝へ放流です。

＜35番案件＞は、北勢町大辻新田地内の畑で、農地区分は第2種農地です。譲受人である北勢町北中津原の[ ]が、北勢町平野新田の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、384㎡を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の道路側溝へ放流です。

＜36番案件＞は、北勢町大辻新田地内の畑で、農地区分は第2種農地です。譲受人である四日市市の[ ]が、北勢町平野新田の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、610㎡を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の道路側溝へ放流です。一般住宅の転用面積は、500㎡以内となっておりますが、旗竿地となっておりますので、進入路部分132.33㎡を除いた、有効面積が477.67㎡であるという理由書が添付されております。

＜37番案件＞は、北勢町大辻新田地内の畑で、既に駐車場に転用されておりますので、始末書が添付されております。農地区分は第2種農地です。譲受人である桑名市の[ ]が、桑名市の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、433㎡を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみです。取水は行わず、雨水については自然浸透です。

< 38 番案件 > は、大安町石樽東地内の畑で、農地区分は 500m 以内に岡本歯科とみなみ整形外科がありますので第 3 種農地です。譲受人兼使用貸人である大安町平塚の [ ]、 [ ] と転用行為者兼使用借人であり [ ] が、大安町石樽東の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、1,653㎡を店舗と駐車場用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成を行い、周囲はコンクリートブロックを新設し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水及び生活排水は下水道を利用し、雨水排水は北東側道路側溝へ放流です。

< 39 番案件 > は、大安町丹生川中地内の畑で、農地区分は 300m 以内に丹生川駅がありますので第 3 種農地です。

譲受人である大阪府摂津市の [ ] が、大安町丹生川中の [ ] が所有する議案書に記載の 2 筆、1,005㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみです。取水は行わず、雨水については自然浸透です。

続きまして、日程第 11、議案第 202 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので意見を求める。令和元年 10 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の 5 条貸借権等設定の申請は、2 件、2 筆で 710㎡です。

< 議案書パワーポイントに基づき明細を説明 >

< 15 番案件 > は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、300m 以内に麻生田駅がありますので第 3 種農地です。使用借人である北勢町大辻新田の [ ] が、北勢町麻生田の [ ] の所有する議案書に記載の 1 筆、314㎡を借りて、一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水排水は下水道、雨水は浸透枡へ放流です。

< 16 番案件 > は、北勢町阿下喜地内の畑です。4 月の委員会でご審議いただきましたが、建築物を変更するというので、取下げ願いが出されて、再度申請されました。農地区分は、300m 以内にいなべ市役所北勢庁舎がありますので第 3 種農地です。使用借人である大安町南金井の [ ] が、北勢町阿下喜の [ ] の所有する議案書に記載の 1 筆、396㎡を借りて、一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、上下水道を利用し、雨水は道路側溝へ放流です。

	<p>以上5条所有権移転8件と、5条貸借権等設定2件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>この件につきましても、現地調査を行っております。現地調査委員長からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員長	<p>議案第201号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」8件、及び議案第202号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権設定)」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので、報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。このことについて、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第201号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決を行います。本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手であります。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第202号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権設定)」の採決を行います。本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手であります。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第12) 議長	<p>続きまして、日程第12、議案第203号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第12、議案第203号「非農地証明願いについて」 次のとお</p>

り、非農地証明願いがあつたので議決を求める。令和元年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の申請は、5件、8筆で1,098.77㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<20番案件>の申請地は、員弁町上笠田地内の台帳地目、畑です。願い出者は四日市市の■■■■で、昭和50年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

<21番案件>の申請地は、大安町石樽下地内の台帳地目、畑です。願い出者は大安町平塚の■■■■で、昭和58年から宅地に転用し、現在に至っております。

<22番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の台帳地目、畑です。願い出者は大安町丹生川久下の■■■■で、昭和54年から車庫に転用し、現在に至っております。

<23番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の台帳地目、畑です。願い出者は大安町石樽南の■■■■で、平成5年から進入路に転用し、現在に至っております。

<24番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の台帳地目、畑です。願い出者は大安町石樽南の■■■■で、昭和57年から車庫に転用し、現在に至っております。

以上5件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしく願います

議長

事務局の説明は終わりました。

非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。

何か質問はありますか。

特に無ければ、これより議案第203号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することについて、賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手であります。

よって、この案件については、願いどおり証明することに決定しました。

<p>5 その他 議長</p>	<p>議事については、以上です。  その他に入ります。委員さんから何かありますか。  事務局から何かありますか。</p> <p>次回は11月1日午前9時から現地調査を実施します。副会長と二之湯委員は出席をお願いします。11月8日に委員会となりますので、よろしくお願いします。</p>
<p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前9時50分閉会】</p>	<p>これをもちまして第35回いなべ市農業委員会を閉会いたします。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日  
いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者